

平成26（2014）年度施行

平成30（2018）年度改定

いじめ防止基本方針

静岡英和女学院中学校・高等学校

〒420-0866 静岡市葵区西草深町8番1号

TEL 054-254-7401

FAX 054-254-7405

E-mail nyuushi@shizuoka-eiwa.ed.jp

HP <http://www.shizuoka-eiwa.ed.jp>

目次

はじめに

第1章 基本的な事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

第2章 組織の設置

- 1 名称
- 2 構成員
- 3 役割

第3章 いじめの防止

- 1 いじめについての共通認識
- 2 未然防止の取組の重要性
- 3 いじめに対する教職員の心構え
- 4 いじめの防止に向けての手立て
- 5 いじめ防止対策の検証・評価

第4章 いじめの早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめを発見する手立て
- 3 生徒同士の間関係の客観的な把握
- 4 いじめを訴えることの意義と手段の周知
- 5 保護者・地域からの情報提供
※ 年間計画

第5章 いじめに対する措置(いじめの発見から解決まで)

- 1 発見から指導、解消、組織的対応の展開
- 2 保護者との連携
- 3 ネット上のいじめへの対応

第6章 重大事態への対処

- 1 重大事態の認知
- 2 対処の流れ
- 3 情報の提供
※ 関係機関連絡先
(参考) いじめに関するアンケート例

はじめに

建学の精神「愛と奉仕」を基盤として社会に活躍する女子生徒の育成を目指す本校にあって、他者に対しての優しい配慮ができる人間育成は確かな学力とともに教育の根本的な目標となる。そして、すべての生徒が安心して有意義で充実した学校生活を送れるように、日常の指導体制を整備し、取り分けいじめの未然防止や早期発見、いじめを認知した場合の適切かつ速やかな解決を図れる体制を構築するため、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

本方針は平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法第13条に基づいて、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「静岡市いじめの防止等のための基本方針」を参考にした上で、いじめの防止・対策等に対し、学校が果たすべき役割を定めたものである。

本方針は本校ホームページで公表するとともに、生徒の入学時、各学年度の開始時に生徒・保護者に説明するものである。また、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜見直しを行っていくものである。

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要となる。また、いじめられていても、本人がそれを発信しないことや否定することが多々あること、けんかやふざけ合っている場合であっても見えない所で被害が発生していることがあること、さらには、本人が気づいていなかったりすることがあることを踏まえ、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を適切に機能させ、周囲の状況とともに、生徒の表情や様子をきめ細かく観察して確認する必要がある。

いじめには以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる可能性がある。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てて面白がったり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらなかったりすることにも気をつける必要がある。

3 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒を対象にして未然防止に取り組むことが求められる。いじめの被害を受けたその傷の大きさや深さは本人でなければ実感できず、いじめが重篤になるほど深刻さは増し、対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要なこととなる。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。

(1) いじめの未然防止—健やかでたくましい心を育む—

乳幼児から青年へと育つ中で、生徒らは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていく。この育ちにおいて、社会全体で、生徒一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いの個性を認め、尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭と学校が連携して、生徒自身の自立をめざすことが大切となる。生徒の発達に合わせて理解し、生徒の思いを生徒の立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、生徒との信頼関係をつくり上げていくことが、生徒が自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えることとなる。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要となる。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるように努めていくことが大切である。

学校においては、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認

め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学校生活全般、中でも授業では聖書、中学社会（公民）や高校公民での人権に関する学習をはじめ、学級活動や宗教活動（宗教行事や礼拝など）の時間を活用し、生徒らも自らがいじめについて考える場や機会を大切に、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。

(2)いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要となる。学校と家庭、地域等が連携し、生徒たちの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

○早期発見—いじめはどの子どもにも起こりうる—

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、生徒たちを見守り続けていくことが求められる。いじめのサインを見逃さないように、わずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切である。家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められる。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、いじめの発見に努めることが大切である。

○早期対応—いじめられている子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、速やかに協力して対応していくことが求められる。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要である。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要となる。

(3)関係機関等との連携—専門家とつながる—

いじめの問題に学校、家庭だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切となる。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療関係等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局等、学校以外の相談窓口の子どもや保護者への周知

(4)学校評価による取り組みの改善

毎年実施される学校関係者評価において、上記の取り組みが行われているかを検証し、改善する。

第2章 組織の設置

1 名称

いじめ対策委員会

2 構成員

校長、副校長、教頭、生徒部長、教育相談担当教諭、該当学年主任、該当担任養護教諭、スクールカウンセラー、事案に応じて部活動の顧問など柔軟に編成

3 役割

- (1)いじめ防止基本方針の策定
- (2)いじめの未然防止
- (3)いじめへの対応
- (4)教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- (5)年間計画の企画と実施
- (6)年間計画の進捗状況チェック
- (7)各取組の有効性のチェック
- (8)いじめ防止基本方針の検証・見直し

第3章 いじめの防止

1 いじめについての共通認識

平素からいじめについての共通認識を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の(1)～(7)のような基本認識を持たせる。

- (1)いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2)いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3)いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4)いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (5)いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6)いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- (7)いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止の取組の重要性

(1)「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められている。そこには、すべての生徒を対象に、健全な社会性を育み、感謝の気持ちを持たせ、良いことは良い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方があ

(2)いじめが起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、「起きにくくするために力を尽くす」という考えに立った取り組みをする。すなわち、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味も含めての未然防止策が重要である。

3 いじめに対する教職員の心構え

(1)いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、教職員が生徒たちに愛情を持ち、配慮を要する生徒を視野に入れた、温かいHR経営や教育活動を展開していく。その上で、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

(2)いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が生徒の心情を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう危険性があることも理解しておく必要がある。逆に、教職員の温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、生徒たちを大きく変化させることも理解しておかなければならない。

(3)教職員間で互いの授業を見学しあい、意見交換をしていくことも大切である。そのためには、教員間で互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。特に配慮が必要となる生徒の扱い方についての対応力などのスキルを高めていきたい。

(4)生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにして、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

(5)ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、自問自答するとともに、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

(6)自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。

(7)発達障がいを含む障がいのある生徒や外国につながる生徒など、特に配慮が必要

な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援および指導を組織的に行っていく。

4 いじめの防止に向けての手立て

(1) HR経営等の教育活動の充実

- ア 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う集団づくりを行う。
- イ 生徒の自発的、自治的活動を支援し、規律と活気のある集団づくりを行う。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育成する。いじめは言葉によるものも多く、「キモイ」、「ウザイ」、「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。
- エ ルールや規範がしっかり守られるような継続的な指導を行う。また、規範意識向上に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ アンケート調査や出欠状況等、客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度の活用による生徒の実態把握を行う。
- カ 自らのHR経営や教育活動の在り方等を定期的に見つめ直し、学年主任や教育相談担当者などと情報交換しつつ、見通しをもって進める。
- キ 生活ノートやそれに準ずるものの実施によって生徒やクラスの状態を把握して、いじめに繋がらないような、相互扶助の関係を保てる語りかけをしていく。
- ク 生徒が自主的にいじめについて考え、議論する機会を設けるなど、いじめ防止に資する活動に取り組む。

(2) 魅力ある授業の実践

- ア 「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくりを行う。
- イ 「楽しい授業」、「わかる授業」を通じて、生徒たちの学びあいを保障する。

(3) 倫理観、道徳観の育成

- ア 感謝の心、奉仕の精神等を持った豊かな人間性を育成する。
- イ 思いやりや生命、人権を大切にす指導を実践する。

(4) 校内研修の充実

- ・ 発達段階に応じた、いじめの心理についての学習
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムの学習
- ・ ソーシャルスキルトレーニング（相手を気遣い、自分の気持ちを伝えるスキル）等の学習

(5) 学校行事

文化祭、体育祭、修学旅行等、様々な学校行事を通して、個々の生徒が達成感や感動、人間関係の深化が得られるよう、企画、実施、指導を行う。

(6) 生徒会活動

生徒会活動によるいじめ防止のための呼びかけや自治的活動の取組を促す。

5 いじめ防止対策の検証・評価

いじめ対策委員会は年2回開催し、取組計画の進捗状況の確認、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。また、学校関係者評価におけるいじめ防止等に対する対策への評価により、必要に応じた見直し等を行う。

第4章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴え出ることができない場合が多く、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

生徒が示す小さな変化やシグナルを見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後等の生徒の様子に目を配るとともに、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

また、担任や教科担当、部活動顧問等が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有するとともに、チームで対処することが大切である。

2 いじめを発見する手立て

(1) 教員と生徒との日常の交流を通じた発見

休み時間や昼休み、放課後等の雑談の機会を利用し、目配りをする。

(2) 複数の教員の目による発見

学級活動や授業時に限らず、週番活動やクラブ活動ほか、休み時間や掃除時間、放課後にいたるすべての学校生活において、多くの教員による様々な教育活動を通じた生徒へのまなざしや関わりを大切にする。

(3) アンケート調査

いじめ関係の項目を含めた「いじめアンケート調査」等を計画的に行う。

(4) 面談を通じた把握

夏休みの三者面談とは別に、年間2回以上は生徒との面談を行い、生徒理解に努める。

(5) 教育相談を通じた把握

スクールカウンセラー等の活用を積極的に進める。

(6) 保護者との連携

日頃から良好な人間関係を構築し、相談しやすく、協力を得やすい関係づくりに努める。相談の仕方等について、プリント配布、保護者会等を利用して周知する。

3 生徒同士の人間関係の客観的な把握

クラスや部活動内での潜在化した人間関係のトラブルを発見するための、教員間の情報交換や各種調査により、実態を把握する。

- (1) クラスや部活動内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点等に気を付けて観察する。
- (2) 遊びやふざけあいのように見えても気になる行為があった場合は情報を共有する。

4 いじめを訴えることの意義と手段の周知

(1) いじめを訴え出るとは、人権擁護と命を守ることにつながる立派な行為であることの指導

- ア 生徒や保護者と、日頃から良好な人間関係を築いておく。
- イ 些細な情報であってもきちんと対応し、学年等の関係職員で情報共有する。
- ウ 「心身の安全を守る」という教職員の姿勢を伝えるとともに、相談室等の一時的に避難する時間や場所を提供し、本人の心のケアなどに努める。

(2) 家庭に対して、学校へのいじめの訴えや相談方法の周知

- ア 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてもよいことを周知する。
- イ 教頭や生徒部長、養護教諭、カウンセラー等への相談方法を周知する。

(3) 家庭に対して、関係機関（警察署、少年サポートセンター、医療機関（学校医）等）へのいじめの訴えや相談方法の周知

- ア 配布物やメール配信等により、関係機関の連絡先を周知する。
- イ 相談機関は秘密を厳守して、意向に沿った対応をしてくれることを周知する。

5 保護者や地域からの情報提供

いじめ問題に対する学校の考え方や取り組み、連絡方法等を、学校HPや配布物等により家庭や地域に周知し、共通認識に立った上でいじめの発見に協力を求める。

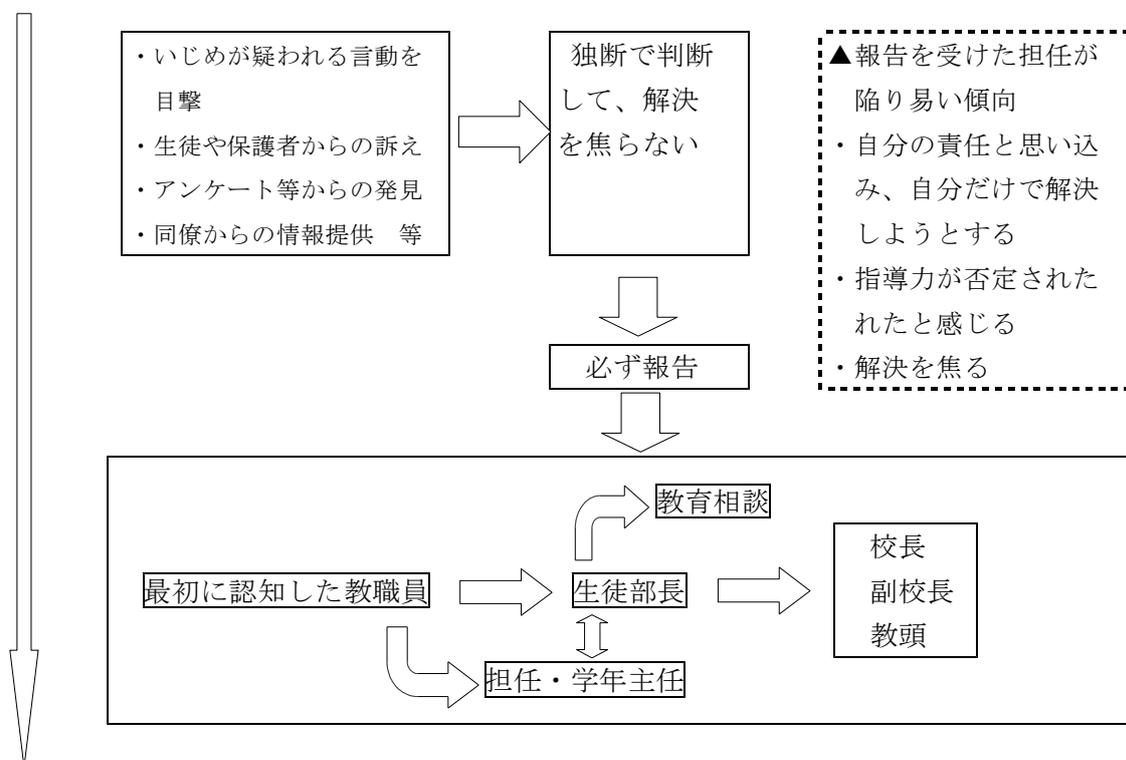
※ 年間計画

	年 間 計 画	備 考
4月	・いじめ防止基本方針とともに相談窓口の周知 ・教職員顔合わせ	・いじめ防止基本方針の周知を案内文書とともにHPにも掲載する ・教師間の情報共有と基本方針の周知徹底を図る。
5月	・面接月間・遠足 ・教員研修会 ・生徒総会 ・体育祭練習 ・PTA 総会・地区会	・生徒間の情報を得て、良好な学級経営を図る。 ・教師間の情報共有とスキルの向上。 ・生徒の自治活動によるいじめ防止の呼びかけ。 ・帰属意識や協調性を育成する。 ・基本方針の周知と協力要請。
6月	・体育祭 ・前期保護者会	・自己有用感、団結力、達成感を高める。 ・保護者との協力体制を強化する。
7月	・三者面談	・保護者と情報交換し、情報共有する。
8月	・部活動の合宿 ・文化祭準備・練習 ・教職員研修会	・帰属意識や協調性を育成する。 ・自己有用感、団結力、達成感を高める。 ・教師間の情報共有とスキルの向上。
9月	・文化祭・バザー ・授業研究会	・自己有用感、団結力、達成感を高める。 ・教師間の情報共有とスキルの向上。
10月	・面接月間	・生徒間の情報を得て、良好な学級経営を図る。
11月	・讚美歌コンクール ・後期保護者会 ・全校修養会	・クラス集団の団結力を高め帰属意識を育成する。 ・保護者との協力体制を強化する。 ・建学の精神「愛と奉仕」の具現化を図る。
12月	・学校クリスマス	・他者への愛と奉仕の心を醸成させる。
1月	・アンケート調査実施	・いじめに限らず生徒の実態状況を把握する。
2月	・学校外部評価委員会 ・いじめ防止対策委員会	・年間の取り組みを報告し、意見交換。 ・年間の取り組みを検証して次年度への計画検討。
3月	・卒業式 ・終業式	・年間を反省させ、達成感や自己肯定感や自己有用感を実感させる。

第5章 いじめに対する措置(いじめの発見から解決まで)

1 発見から指導、解消、組織的対応の展開

①いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



②対応チームの編成

校長、副校長、教頭、生徒部長、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問等

※事案に応じて、柔軟に編成する。

③対応方針の決定・役割分担

ア 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴

イ 対応方針

- ・緊急度の確認…「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

ウ 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

④事実の究明と指導

事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行う。

〈事情聴取の際の留意事項〉

- いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で事情聴取を行う。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、保護者に対し、学校が把握した事実を説明する。

禁則とされる事項 〈事情聴取の段階ではならぬこと〉

- ▲いじめられている生徒といじめている生徒に同じ場所で事情を聞くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

ア 被害者（いじめられた生徒）への対応

【基本的な姿勢】いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して寄り添って対応し、生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】担任を中心に、生徒が話しやすい教員が対応する。被害を受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら聴き、事実を確認していく。

【支援】・学校はいじめを絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
・自己肯定感を喪失させないように生徒の良さや優れている点を認めて励ます。
・いじめた側の生徒との今後の関係など、行動の仕方を具体的に指導する。
・学校は安易に解決したと判断せずに経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように相談の仕方や相談しやすい教員の連絡先を教える。

注意事項

▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】・生活ノートの交換や定期的な面談を行い、不安や悩みの解消に努める。
・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】いじめに至った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。どうすべきだったのか、これからどうするのかを十分に反省させる。

【事実の確認】対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。

- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- ・生活ノートや面談を通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通じて、エネルギーをプラスに向かわせ、良さを認める。
- ・いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、教員が本気で取り組んでいる姿勢を示す。いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】・はやし立てた者や傍観者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめ発生の誘引となった集団の行動範囲や言動などについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・学級活動や学校行事を通じて、集団のエネルギーをプラス方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、注意を怠らず、継続して指導を行う。

⑥ 解消の判断とその後の指導

- ・いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでおり、②いじめを受けた生徒が身心の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要であり、委員会において慎重に判断するとともに、いじめが解消している状態に至っても再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に学年や委員会を中心に学校全体で注意深く観察する。また、いじめが解消された状態に至っても、当該生徒に対する定期的な指導を行っていく。

2 保護者との連携

(1) いじめられていた生徒の保護者との連携

- ・ 事実を確認した時点で、速やかに家庭訪問を行い把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して生徒を守り、支援することを伝え、方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過を正確に伝え、生徒の様子等について保護者からの情報提供を受ける。
- ・ いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する
- ・ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

注意事項 〈保護者の不信をかう対応〉

- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言う
→事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめていた生徒の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過とともに伝え、事実の確認をする。
- ・ 学校は、事実について指導し、よりよく成長させたいと考えている旨を伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認した内容と学校の指導方針や生徒を思う信念を示し、理解を求める。

注意事項 〈保護者の不信をかう対応〉

- ▲保護者を非難する。
- ▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・ 年度当初から、学年便りや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応などを周知し、協力と情報提供等を依頼しておく。
- ・ いじめや暴力の問題の発生時には、加害者と被害者のそれぞれにどのような対応をするのか、本基本方針をもとに明らかにしておく。

3 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力向上に努める必要がある。

未然防止には、携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。また、防犯講座や生徒部便りを通じてネット上のトラブル回避を呼びかけていく。

早期発見には、誹謗中傷被害を受けているうわさレベルにも敏感に反応して確認するようにし、表情の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、生徒の観察や保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像をプリントアウトした上で、削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要となる。

(1) ネット上のいじめについて

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の人物の悪口や誹謗中傷等をネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じる事。

① トラブルの事例

生徒たちが事件に巻き込まれる事例として、主なものは、メールやブログでのいじめ・チェーンメールでのいじめ・学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ・SNSから生じたいじめ、動画共有サイトから生じたいじめである。

(注) ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

② ネット上への発信の問題性

その匿名性により、個人が特定されなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなから誹謗中傷されていると思うなど、心理的ダメージが大きい。

また、ネット上に一度掲載されて流出した情報や画像は回収は困難で、地域や国を越えて不特定多数の者に流れたりアクセスされる危険性がある。さらには情報が加工されて悪用されることにも繋がる。スマートフォンで初期設定のままに撮影された写真には位置情報(GPS)が含まれていて、居場所が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性もある。

(2)未然防止対策

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

ア 保護者に伝えたいこと

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行い、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。
- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

イ 情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

ネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

(3) ネット上の書き込みや画像等への対応

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。また、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。※学校非公式サイトの削除も同様

〈指導のポイント〉

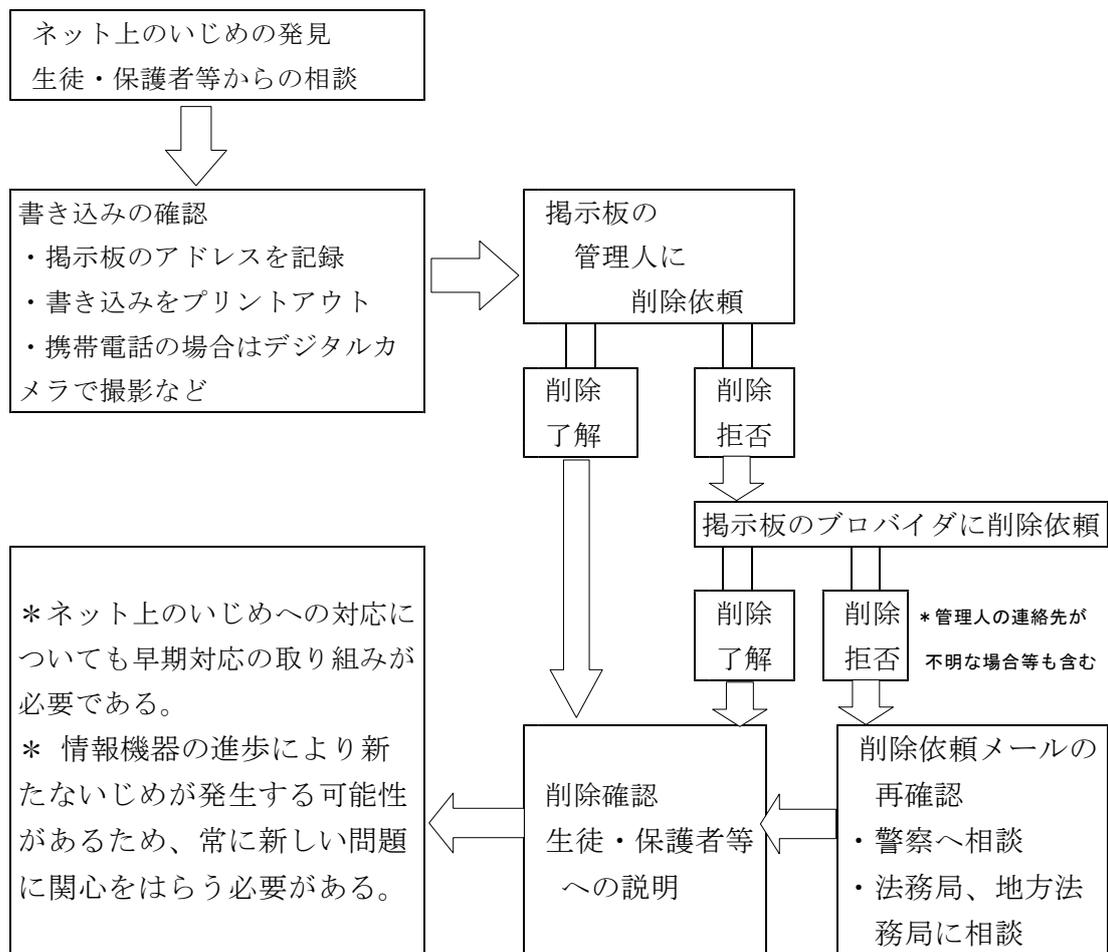
- 誹謗中傷の書き込みは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

書き込み等の削除の手順（参考）



【チェーンメール転送先】

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

第6章 重大事態への対処

1 重大事態の認知

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭等に重大な被害を被った場合 等
- イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。
あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 対処の流れ

重大事態を感知した場合、管理者を通じて、直ちに法人理事長に連絡して指示を仰ぐと同時に、静岡県私学振興課にも報告する。

「いじめ対策委員会」の責任者（学校長）は速やかに「いじめ対策委員会」を組織して客観的な事実確認を明確にするための調査を開始する。また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、適切に対処する。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、死に至った経過を検証する。

3 情報の提供

(1) 保護者への情報の提供

学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(2) 在校生とその保護者への説明

学校は速やかに在校生とその保護者に対して、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。その折には被害者やその保護者の気持ちを最優先にして、客観的事実として説明できる者に関して伝え、調査中の場合はその旨を伝える。保護者への説明にはPTA会長への事前の説明と協力要請が効果的。

(3) 報道への対応

ア 情報の収集・広報の窓口を一本化（副校長あるいは教頭）する。

イ 事実を正確に伝える。ただし、関係者の人権には十分配慮する。

ウ 誤った報道は訂正を要求し、しかるべき法的処置をとることも検討する。

(4)最終調査結果の報告

最終的にまとめられた調査結果は静岡県私学振興課を通じて静岡県知事に報告する。